

日バス協業第66号
令和6年3月4日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 清水 一郎

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて、令和6年3月1日付けで国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016